

平成 2 2 年第 1 回臨時会

御宿町議会会議録

平成 2 2 年 1 月 2 9 日 開会

平成 2 2 年 1 月 2 9 日 閉会

御 宿 町 議 会

平成 2 2 年御宿町議会第 1 回臨時会会議録目次

招集告示	1
第 2 号 (1 月 2 9 日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	3
開会の宣告	3
町長あいさつ	3
会議録署名人の指名について	5
会期の決定について	5
議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決	5
議案第 2 号の上程、説明、質疑、採決	6
閉会の宣告	2 0
署名議員	2 1

御宿町告示第2号

平成22年御宿町議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

平成22年1月28日

御宿町長 石田義廣

記

1. 期 日 平成22年1月29日

2. 場 所 御宿町役場議場

3. 付議事件

(1) 平成21年度御宿町水道事業会計補正予算(案)第5号について

(2) 平成21年度御宿町一般会計補正予算(案)第9号について

平成22年御宿町議会第1回臨時会

議事日程（第1号）

平成22年1月29日（金曜日）午前9時00分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第1号 平成21年度御宿町水道事業会計補正予算（案）第5号について
- 日程第 4 議案第2号 平成21年度御宿町一般会計補正予算（案）第9号について

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成21年度御宿町水道事業会計補正予算（案）第5号について

議案第2号 平成21年度御宿町一般会計補正予算（案）第9号について

出席議員（12名）

1番	松崎啓二君	2番	白鳥時忠君
3番	川城達也君	4番	新井明君
5番	石井芳清君	6番	伊藤博明君
7番	小川征君	8番	中村俊六郎君
9番	式田孝夫君	10番	貝塚嘉軼君
11番	大地達夫君	12番	瀧口義雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	佐藤和己君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君

産業観光課長 藤原 勇 君 教育課長 大竹 伸弘 君
建設環境課長 米本 清司 君 税務住民課長 岩瀬 由紀夫 君
保健福祉課長 瀧口 和廣 君 会計室長 渡辺 晴久 君
欠席者 (なし)

事務局職員出席者

事務局 局長 多賀 孝雄 君 主任主事 市東 秀一 君

開会の宣告

議長(新井 明君) 皆さんこんにちは。

本日、平成 22 年御宿町議会第 1 回臨時会が招集されました。議員の皆様にはご多用のところご出席いただきましてご苦労様です。

本日の臨時会の日程につきましては、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりです。

本日の出席議員は 12 名です。よって、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたしました。

これより平成 22 年御宿町議会第 1 回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして石田町長よりあいさつと合わせて提案理由の説明があります。

石田町長。

町長あいさつ

町長(石田義廣君) 先立ちまして最初に、1 月 10 日に米本弘夫元教育長がご逝去されました。米本先生におかれましては、400 周年記念事業をはじめ、町発展のために長年にわたりご尽力いただきました。心からご冥福をお祈りいたします。

本日ここに、平成 22 年第 1 回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、町表彰規程に基づき表彰されました瀧口議員におかれましては、受賞おめでとうございます。これからも、町議会、行政、産業の発展のため、ご尽力賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会に提案いたします案件は、平成 21 年度一般会計補正予算（案）をはじめとする予算案件 2 議案をご審議いただくことといたしましたが、開会に先立ちまして議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

先ず、本臨時会にご提案いたします議案の概要について説明申し上げます。

議案第 1 号、平成 21 年度御宿町水道事業会計補正予算（案）第 5 号であります。今回提案いたします補正予算は、資本的収入及び支出予算の建設改良費を 105 万円増額し、資本的支出の予算総額を、8,679 万 7 千円とするものです。

補正の主な理由といたしましては、浄水場原水流量計交換にともない浄水場中央監視盤の改造費用として建設改良費を補正するものです。

議案第 2 号、平成 21 年度御宿町一般会計補正予算（案）第 9 号であります。今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに 1 億 2,131 万 9 千円を追加し、補正後の予算総額を 31 億 292 万 1 千円とするものです。

主な内容につきましては、情報通信時代に対応した光回線による通信基盤整備、並びに国の雇用対策制度を活用した地域資源活用事業「おんじゅくウェルネス計画」について補正をお願いするものです。

補正財源としましては、国の経済対策に伴う国庫支出金や県支出金などのほか、平成 20 年度からの純繰越金を充て、収支の均衡を図りました。

諸般の報告ですが、海と山の子交流会を 1 月 27 日から本日まで実施しており、中学生は今夜帰ってくる予定です。1 月 28 日、東京にて B & G 全国サミットが開催され、全国から来ている方々との交流を通じ、人的ネットワークを広めました。

以上、もうしあげました議案につきましては、担当課長より説明申し上げますので、充分なご審議を賜りまして、ご議決いただけますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

会議録署名人の指定について

議長（新井 明君） これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は会議規則第 119 条の規定により議長より指名いたします。

6 番、伊藤博明君。7 番、小川 征君をお願いいたします。

会期の決定について

議長（新井 明君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の日程は、あらかじめ配布した日程により、本日 1 日限りにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日 1 日限りとすることに決しました。

議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第 3、議案第 1 号 平成 21 年度 御宿町水道事業会計補正予算（第 5 号）についてを議題といたします。

米本建設環境課長より議案の説明を求めます。

米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） それでは、はじめに補正予算書の 1 ページ、第 2 条、資本的収入及び支出を説明いたします。

支出科目、第 1 款、資本的支出、第 1 項建設改良費の金額 2,394 万円に 105 万円を増額し、資本的支出を 8,679 万 7 千円とするものです。

次に 3 ページの事項別明細書にて説明をいたします。

資本的支出の建設改良費、原水及び浄水費、工事請負費 105 万円の増額につきましては、原水流量計から信号を受け取る計装盤の受信部の改造費用でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより議案第 1 号の採決を行ないます。

この採決は挙手によって行ないます。お諮りいたします。

議案第 1 号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第 2 号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第 4、議案第 2 号 平成 21 年度御宿町一般会計補正予算（第 9 号）についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第 2 号、平成 21 年度御宿町一般会計補正予算（案）第 9 号について、ご説明申し上げます。

予算書の 1 ページ、第 1 条でございますが、歳入歳出それぞれ 1 億 2,131 万 9 千円を追加し、補正後の予算総額を 31 億 292 万 1 千円とするものです。

補正の内容につきましては、情報通信時代に対応した光回線による通信基盤整備並びに国の雇用対策制度を活用いたしました地域資源活用事業、おんじゅくウェルネス計画について計上しております。

財源につきましては、いずれも国の経済対策に伴う交付金制度や地方債制度により実施

することから、一般財源所要額といたしましては総額で 1 万 3 千円を充当し、収支の均衡を図っております。

それでは、補正予算の詳細につきましてご説明させていただきます。

なお、3 ページの第 2 表地方債補正並びに歳入予算の事項別明細につきましては、事業予算と関連することから、歳出予算の説明と併せて財源内訳としてその詳細をご説明させていただきます。6 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、4 目企画費でございますが、地域情報通信基盤整備事業に係わる工事請負費で 1 億 1,986 万 9 千円、国の I T 新改革戦略に基づき、町全体を対象に光回線を使った超高速ブロードバンドの良環境を整備するものです。

財源といたしましては、事業費の 3 分の 1 にあたります 3,995 万 6 千円について国の地域情報通信基盤整備事業推進交付金を充てております。

また、経済対策に係わる地域活性化公共投資臨時交付金の対象事業であることから補助の 90%にあたる 7,100 万円が併せて交付されることとなります。

交付金充当後の町負担については、100%財源措置のある補正予算債の発行が認められておりまして、890 万円を追加補正し、当初計画ベースにおける実質的な一般財源所要額は 1 万 3 千円と見込んでおります。

次に運用方法でございますが、インフラ部分につきまして、自治体が整備し、通信事業者に貸し出す、総務省が定める I R U 方式を予定しており、貸付料の原資として通信事業者に保守・管理委託をするものであります。

6 款商工費、1 項商工費、2 目、商工振興費ですが、地域資源活用事業、おんじゅくウェルネス計画の委託で 145 万円の補正です。町の多様な資源を効果的に活用した各種プログラムの企画、立案を行い、地域活力の創出を図ろうとするもので、国の雇用対策制度を活用した上で、平成 21 年度から 23 年度までの 3 ヶ年にわたり実施するものです。

財源については全額、千葉県ふるさと雇用再生特別基金事業補助金が充てられます。

なお、この件については平成 22 年第 1 回産業建設常任委員会です承をいただいております。

以上、歳入歳出補正額 1 億 2,131 万 9 千円、補正後の予算総額を 31 億 292 万 1 千円とするものです。よろしく願い申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

12 番瀧口義雄君。

12 番（瀧口義雄君） 12 番瀧口です。

先程はありがとうございました。今後とも議会活動を通して御宿町の発展と福祉向上に努力いたします。よろしく願いします。ありがとうございました。

二、三、質問させていただきます。

先程の光通信ですね。その件について質問させていただきます。

インフラの整備ということで、町の地域間格差を無くすインフラ整備ということで。

それも、1 万 3 千円で 1 億 2 千万円という、宝くじに当たったような大変な制度で、町の負担が少ないということで、良い制度だと思っております。

そういう中で、まず、県内で光ファイバーを敷設している業者ですね。それが、何社ぐらいあるのか。もっと言えば、この南総地区に何社ぐらい来ているのか。というのが一点。

それとこの I R U、この方式についての説明とプロポーザルでやるということですが、このプロポーザルでやった例があるのかと。どうして、プロポーザルなのか、まだ決定していないのでしょうか、まあ、この後、議決があった後に契約議決があるというのは承知しておりますけれど、そういう中で I R U と公設民営化 P F I みたいな形で、その違いを説明していただきたいのと、これは民間企業に貸し出すということで、今まで御宿町は税金を民間企業に投資した例はあまりないんですけれど、これは国で法的に認められていると、運用方法に問題があると思うのですけれど、個人情報企業が企業にあるなかで、会計の精査、透明性をどうやって確保するのかという、とりあえずその辺を答えていただければと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 南房総、またこの地域を含めてですね、光ブロードバンド業者がどのくらい参入しているかと、まず一点目のご質問ですが。

幹線といいますが、そこを通っているのはNTTとKDDIがございませう。ただ、そういった住民向けのサービス、町が構築しようというサービスについては、現在のところ、業者はNTTのみでございませう。

IRUはどのようなものかと、というご質問ですけれど、PFIは公共施設等の建設、維持管理運営等を民間の資金、経営能力、技術、能力を活用して行なう手法ですが、IRUは広い意味で言いますと公設民営の部類に入ると思ひます。ただ、他と違ひるのは先程ご質問の中でありましたように、なかなか都市部ですな、民間事業者が傾向率を考へて優先的にできる状況では独自にやると、ただ、郊外や人口の少ないところでは、費用対効果が出ませうので、そこについて公共団体が設置して、それを事業者に貸し出すという方法で、国は日本国中にですな、そういう基盤整備を進めようという方法でありませう。

メリットとしましては、通信事業者が光ファイバー等の自社のネットワークを自ら所有せずに迅速かつ低コストで構築する事が可能であるということと、逆に市町村が所有者になるわけですが、所有者は所有する光ファイバー等の手配、管理を事業者側に委ねることによって自らは電気事業通信の資格を持っていなくともできるという事があります。これを利用して、規制緩和の中ですな、国は全国にそういうものを情報格差を無くすよう整備を進めようと、ただ、一般のですな公設民営と違ひところは、事業者が参入しやすいように一定期間の契約を補償するという事になっていませう。今の中で言ひますと10年間、これは契約は10年いっぺんでも良いですし、1年以上の契約でも良いですが、1年以上の場合でも10年までは契約を一方的に破棄できないという条件が備わったなかで、業者が参入しやすい状況を作って、国がその事業の3分の1を交付してですな、市町村が行うという制度でございませう。この中でプロポーザルをやるということは、やはり、事業の透明性、公平性をですな、所管する総務省が交付する地方公共団体に応えてくれまして、その中で、提案によってですな、今は現実的にはNTTがありますが、皆さんに説明したとおり、町としては最初にですな、他の大手事業者に聞いたわけですが、この地域に今のところ入る予定は無いという中で、今に至っているわけです。ただ、一社に独占させるという事は形式上それはできませんから、総務省の指導によってですな、公告して、それを公にしてで

すね、手を挙げて提案した事業者の中から選定するという手法をとるよという指導がございますので、今後町もそういう方法でやっていくと、いうことでございます。

議長（新井 明君） 12番瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） 利用料はどのような形で算出するのかというのが一点と、先程答弁でありましたけど、要するに一社しかいないという中で公に公募して公にやると言ったけれども、もうこれは随契と同じような形ではないかなと、誰もいないことが分かっていると公募すると、これは随契と同じだと思います。ただ公に募集して透明性を高めるというだけであろうと思います。そういう中で企業は企業が持っている情報公開できない面があります。1億2千万円という算出をどうやってしたのか。

というのは、去年ですけど説明があった時は3億だった、それが事業精査しろという総務省の指導があって1億8千万円も下がってしまう。東南アジアで買い物したってそんなに値引きはしないですよ。どうやってこれだけ値引きしたのか、この1億2千万円の算出根拠ですね。御宿町全体にやっていただけという中で、1億2千万円の算出基準、それと私たちは御宿台は入っていますけれど、その利用料金はどうやって算出するのか。それをどうやって契約の時に相手の企業と精査していくのか、計算していくのか。莫大な規模の中で、御宿台を除くという中で、どれくらいがペイできるデッドラインかと。で、デッドラインを過ぎた場合は、赤字の場合は、町が補填していくと、10年間という中で、この契約書の概要のようなもの、IRUの概要を見ると、これは使用者が了解しない限り一方的に契約破棄できないと、これは事業が続いていく限りエンドレスだと思うんですよ。

そういう中で、前に言われた300軒くらいが、今、申し込みがあると。で、700からそのくらいが、ペイできる限度ではないかという説明もいただきましたけど、その計算方式ですね、契約の議案がでてくると思いますけれど、そういう形で御宿町8,000人の町で、御宿台を除くという中で、どの位の町の負担が生じていくのか、いや利用料で払えてずっとやっていければ良いと、それと維持管理費ですね、劣化したり、御宿は塩害がありますから、劣化したり事故があった場合、それと10年を過ぎた時の補修、線の入替えというものに補助金はつかないと思うんですよ。そういう場合も所有権は全部、町にあるという事

なので町の負担になると思うんですよ。民間はいくら赤字を出しても町が補填するという事でまったく天下泰平の営業ができると思いますよ。御宿町の一部に限っては、で、同じようにしている御宿台のものと利用の格差があると思うんですよ。

一つの方は町で税金で補填すると、御宿台のエリアだけは補填しないと。同じNTTだと思うのですが、この格差をどうとらえてよいのか。まとめてお願いします。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） ご質問の第一点目ですね、通常、昨年5月に皆様に、また、住民の皆様に説明した事業内容に関してはおおよそ3億かかると、その内3分の1が交付金であるという話でありました。今回、これについてもですね、公共投資臨時交付金が出た関係ですね、千葉県でも8団体が、今までそれがなければ出来なかった団体が、御宿町を含めて8団体あげております。これは全国でも広がっております。そうしますと、やっぱり、国の方ですね、やはり財源的には全てどうのこうのという話になってきます。予算規模が膨らむという事でございます。その中で、町が出した事業計画については、まず一点目がですね、県、また総務省、関東通信局ですね、内容についての精査が行なわれるという事で、当初3億だったものが、これが本線部分について、それは地方公共団体が負担しなさい。支線部分については個人に至るまで事業者側が負担しなさい。という精査が入りました。それによってですね、当初92kmの支線整備をするものが、御宿町に限りましては29km部分が町の整備区間というふうに限られています。現在、約1億2千万円ですね、予算で計上しておりますが、今本庁の方に、総務省本庁の方にのぼった時点です。今、聞いている情報ですと、もう少し若干下がるのではないかなという情報も予算提出後に入っております。そういう時点で国も補助金を出すからには内容について精査して絞り込んでくるという状況の中で、予算化されております。これについて、現時点ですね、整備後については通信事業者から利用者数に応じた使用料を徴収し、事業者には定額の保守管理委託料を支払うという考えでおります。現時点で運用後のですね、年間の保守管理委託料については、約670万円を見込んでおります。

また、使用料については、加入者1人あたり1件について年間9,600円と見込んでおり

ますので、加入が700件あった場合については収支が合うという状況にあります。

昨年、総務省に申請する時に再度、区長会を通じてですね、御宿台以外の各区についてアンケート調査を行ないました。その結果ですね、438件の回答が、全部でございまして、その内94%、412件の方はですね、町が光ファイバーを行なった場合、加入したいという意向を受けております。いずれにしましても、加入を700件を超えますと町の収入になりますので、今後ですね、広報等を通じてですね、それを上回る、700件を超えるように務めていきたいというふうに考えております。それが下回ればですね、当然、一般財源から補填するという状況になっていきます。

劣化はですね、今のADSLについては、銅線でやっております。それについては腐食とかありますけれども、光ファイバーについては、塩害とかそういうものについては無いという事で聞いております。一部分が破損した場合等については、使用者である町になりますけれども、場合にもよりますけど1件あたりですね数万円という話では聞いております。10年間は契約になりますけど、その後についてはですね、町としては、補助金を受けるには、地方債を借りるには、10年間は町が所有しなければならないという法律が別にございますので、それを過ぎた段階でですね、近隣市町村と相談してですね、できればNTTの方に無償譲渡、そしてNTTに管理してもらって、NTTというか通信事業者の管理にさせていただくというふうに考えております。

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） 今の概算でいうとだいたい300万円ぐらいが今の現状だと持ち出したという事で、今、町で営業すると言ったのですが、何年か前にNTTが来た時には、これは民間企業だからそういう活動は出来ないという中で商工会に振った経緯がございますね。そういう中で今後とも町で加入者を増やすという活動をしていくのかという事が一点ですね。

それと、このままいけば300万円ぐらいの負担をずっとしていかなければならないと。そうすると、さっき言われたように一部のエリアだけはそれを残していると、それを合算する事は出来ないという、御宿台を合算すれば多少違うと思うんですけど、それは、もう

先に向こうが引いちゃったと、その時に一緒に引く形の話もあったけど、やれ1,500円だなんだという、わからないけど。今、国のお金でやるからそういう形だけれど、ちょっとその辺が地域バランスが崩れていくのと、御宿は約2,300世帯ぐらいですね、それでこれから300、400と増やしていくのは、なかなか難しい形の中で私が心配しているのは、節約していく中で、経常経費が上がっていくと、かかっていくと。それも個人の利用に対して、町が税金を投入していくと、例としてはJRの駐輪場の整備がありました。本来JRがやるべきものを町民の利用と整理整頓の理由でやったけれど地代まで払っているというのと似たような感じだと思うんですけどもね。ただ、これは個人が利用するものです。

これに税金投入していくと、それは国が認めている法令でわかっていますけど、その辺がちょっと今までの例とは異質じゃないかなと、それに10年後の話をしていましたけれど、この契約を見ると10年後に無償譲渡はなかなか難しいような状況ではないかなと、たらとればの話は私のゴルフと同じでなかなか実現しない話でしょうけれど、その辺でこれが永遠に赤字路線でいくという心配をもっていますけれど、要するに町のほうで営業努力はすると言っていましたけれど、そういう事は可能なのでしょうか。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 一番初めにですね、要望調査をやりましたけれど、白子もやって勝浦もやって御宿もそれに準じてやりましたけれども、町と商工会の連名でやっております。要は、定住化を含めた中でですね、そういう基盤整備をしたいんだと、地域の活性化に役立てたいんだという状況で、町も当初からやっております。

御宿の世帯数でいいますと、この間前の議員協議会でもご説明しましたけれども、マンションを含めまして御宿台も入れた戸数がですね、お年寄りの方もいますし、当然若い方もいますけれど、戸数でいいますと6,575でございます。

マンション13棟の室々を加えた数です。このなかで、やはり、将来的にはですね定住化を含めた中で、こちらでも仕事が出ると、またそういった事も踏まえまして重要な事業と町も認識しております。是非進めていきたいというふうに考えております。

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） 別にインフラ整備がどうのこうのではなくて、経費が経常的に赤字になっていく。現状で予想があるから、その対応はどうかと聞いているわけですよ。そういう中で、さっきも言ったように1万3千円で1億2千万円転がり込んでくるような、こんな良い補助制度はないという事の中で、御宿町は少子高齢の中で、それも御宿台を除いた設備という事で赤字路線は続いていくのではないかと懸念を持っているだけなんです。先程も言われましたように、この事業に対する必要性ですね、それと今後の維持管理をどのようにやっていくのかと、経常的に財政を圧迫していく形がありうるのではないかとこの二点に対して執行者としての考えをお願いします。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） このブロードバンド整備事業につきましては、申し上げるまでもなく社会的資本の大きな基盤整備でありまして、この交付金によって実現できるという事について、国からの、国に対して感謝申し上げなければいけないところでございますが、これを整備する事によりまして、ご承知のように観光情報の発信とか、或いは地場産業の発展、更には今申し上げ出てきました企業誘致へのプラス効果などですね、将来的にも安心で安全な町づくりに非常に寄与するものであるという事で私は考えております。

そしてまた今、ご指摘がございました維持管理費についてどういう対応をしていくのかという事につきましては、極力、町のホームページや広報によって加入者の促進を図っていくと、そして、利用料と委託料について採算が合うような形に一日も早く、努力させていただくと、そのような考えでございますのでよろしく願いいたします。

議長（新井 明君） 他に質疑ございませんか。

5番石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番石井です。地域情報通信基盤整備という事で何点か前壇者から質疑ありましたが、その中でいくつか質問をいたしますが。

一つは、今回の事業費約1億2千万円という事でありまして、そのための地方債の補正が890万円あると。これは、将来100%交付税によって財源措置されるという事でご説明いただいたという事でよろしいんですかね。はい。で、これについて伺いたいと思うのです。

が、政府は12月15日に地方財政計画を発表いたしました。いわゆる事業仕分け等を行っているわけですが、これまで、いわゆる自民党政権の中では、こうした有利な地方債といいながら具体的にその年度ごとにですね、算定根拠がですね、毎年算定根拠を変えるとといったなかで、じゃあ、今回の分890万円ですか、これが然るべき年度にいくら入ってくるのかという事がですね、要するに全体的に交付税は上がっておりませんから、この間はね、そうすると本当に有利なのかと。今、国と地方あわせて700兆円以上ですか、というような負債をかかえているというような、今、もっと増えているんですかね。という状況だろうと思うわけでありましてけれども、今度の地方財政計画の中においてですね、100%交付税措置されるといった担保、制度は具体的にどこにあるのかと、今説明いただきました、根拠があったから説明いただいたと、それはどういうふうに文言としては書かれているのですか。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 今回充てます起債はですね、補正予算債、国の補助額についてですね借りられる補正予算債です。これについては、元利償還について100%補填されると、交付税ですね、そういう事になっております。制度上はそういうふうになっておりますので、それを活用して行なうという事でありまして。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） いや、ですからそれは前政権と同じですよ。で、前政権のなかでは具体的には交付税は上がるどころか、全体的には非常に逼迫しているというものです。

今回、地方財政計画見ましても、少なくとも新年度、22年度においては地方も大変厳しい財政状況におかれ、歳入が大変厳しいという指摘もされております。確かにこれはまだ後年度ですから、二十いつかはわかりませんが、多分22年以降であろうと思うわけでありましてけれど、さらにこの一括交付金ですか、これまでも様々な補助金等の見直しをして一括交付金にすると、交付金とは一括交付金の二つがよくわかりませんが、その中のどこに含まれるのかという事ですね、それを答弁いただきたいと思っております。

それからですね、今、四百十何件ですか希望があるという中で、700件以上が採算ベース

だと言ったなかで、前壇者も 300 万円程度の町負担が発生するのではないかというようなお話があったと思いますけれども、そもそも 1 億 2 千万円でありまして、これはもうご承知のとおり町は単年度会計でありますから、残すところ二月しかないわけでありましてけれども、これはこの二ヶ月間で整備されるのでしょうか、これは事業計画としてはどの程度を見込んでおられるのでしょうか。

それから、これが議決を得てですね、先程契約の話もできましたけれど、どういうフローでいかれるのか、最終的にはですね、いつ頃これが整備、使用できるようになるのかという事ですね、それで、営業とかというお話もありましたけれども、やはり、今回の事業の目的ですね、効果でも良いかもわかりませんが、それらを達成するために、短期、中期、長期という言葉、行政上よく使いますけれども、町はどういう事をしていくのでしょうか、大まかには今、おぼろげにですが説明いただいておりますけれども、具体的に今年度はどういう事をしていくのか、来年度以降どういう事をしていくのか。ただ、宣伝で入ってください入ってくださいと言ったって、これは散々いままでやってきましたよね。商工会の方からもやられましたし、区会でもお願いもされていますし、何度も繰り返して、ここ数年はやってきたと思うんですね。今以上に、いわゆる光通信ですね、それによってもたらされる新しい生活とか暮らしの状況がどうなるかというのが、私はまだ見えてこないし、そうするとそれ以上進むのは非常に難しいと思うんですね。ですから、具体的に、これからはいくつか提案をしていくと思いますけれども、これを整備する時にこういう事を、こういうふう暮らしが変わっていくんだという事をもっと見える形で私はやっていくべきだと思うんです。この間、学校などでは、特に今年度は、先程町長も言われましたけれども、いろいろ雇用だとか地域活性化だとかいう国の特段の予算配分をいただきましてですね、学校教育の中では、パソコンですね中学校、小学校 2 校ありますけれども整備をしてきたという経過があると思うんですね。中学校を一般開放したこともやっていたように聞いております。が、そうしたものも含めて、先程、執行部の皆さん、町長も今おっしゃられましたけれども、そういうものが、じゃあこうなっていくんだというものが、見えてこないんですよ全然。ちょっと長くなりますけれども、これま

で御宿町というのは全国に先駆けてプロバイダー事業を町として設置してですね、新しい時代に向かっていく先端的な取り組みをしてきましたよね。本当に全国で先駆けだったと思うんですね。そのように整備してきたと、それから次のステップはどういくなだと、具体的なものは私、何も無いと思うんですね。例えば、このフロアーにパソコンが設置してあって、誰でも自由にインターネットができますけれども、極端にいつてあれは、あの当時のままですよ。あれから何が変わったんですか。で、お願いしたい、お願いしたいと。言たって、言葉が出ません。今日、予算を提案されるのですから、具体的に、綿密に計画をお持ちでしょう、短期、中期、長期で。どういう具体的町は、施策を展開していくのか。まもなく新年度予算も提案されるのではありませんか。この1億2千万円、確かに財源的には国100%ですよ。町単独ではとてもこんな事は出来ません。本当は事業者がやっていただければ一番良いわけでありましてけれども。せっかくこういう有利な事業、そうはいってもこの事業予算、他にも使えるんですよこれは光通信でなくたっていいんですよこの予算。それを町長自ら、議会からも意向が出ているといいますけれども、この1億2千万円というお金、これに投資しようと決められたわけでしょう、それで提案されたわけではありませんか。その辺についてですね、お伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 先ず一点ですが、事業の計画については、公共投資臨時交付金もですね、翌年度に繰越すことができますので、22年度いっぱいです整備を完了するという状況で予定しております。

実際の運営については、23年度に入ってからという事になろうかと考えております。供用開始については23年度に入ってからと。で、今までもですね、区長会、また住民懇談会でも、またアンケート等でもですね、住民の皆様にお知らせしてきましたけれども、これからもですね、広報、ホームページ、あらゆる機会を使ってですね加入促進を進めていきたいと考えております。

また今年、定住化の方もですねパンフレット等を作る計画をしております、22年度です、その中にも掲載していきたいというふうに考えております。

また、活用方法については、地デジの関係も議会でご質問を受けておりますが、これを整備する事によってですね、難視聴地域において、プラスの違うサービスございますが、光が入ることによって見られるという状況も生まれてくる事がございまして、その辺も含めてですね、広めていきたいというふうに考えております。

今後については、光をやる事によってさらに予算がかかりますが、今後の検討課題ですが、いろいろな状況に使える可能性を秘めておりますので、どれが一番御宿にとって良いのか財源も含めまして今後検討してまいりたいと考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番石井です。まったく変わりませんね、説明が。

それで本当に、私 700 件じゃなくてですね、全町、全戸がですね、要するに光通信に積極的に入っただけの条件というのがあるのではないかなと思うんですよね。

定住化と言いながらもう一年が経ちますけれども、なかなか具体策が、定例会でも何人もの議員が定住化についてお聞きされております。先程、利用料の話で約 1 年間に 9,600 円と申しましたか、負担が、申しあげましたよね。これは、例えば一般住宅、事業所こういう違いがあるのかどうか。何故そういう質問をするかという、先程の説明のなかで光通信を設置する事によって、事業所等そうしたものが町内に誘致できるのではないかというふうなお話もされましたよね。それならば、例えば、仮にですよ 9,600 円の同じ値段だとして、他の自治体がどうか良く分かりませんが、それを千円とか二千円を減額するだとか、もしくは事業所がもう少し高くなるとすれば一定の基準を満たした事業所については、一般家庭と同じ金額にすると、要するに誘導ですよ、企業の誘導。一般的にはそうされるんじゃないですか。そういうの多いじゃないですか。だから、そういう事で事業所が町内でおきたり新たにサテライトオフィスで東京に事務所があって、町内にいろいろなマンションとか保養所がありますから、そこでも仕事ができると、で、そのためには一定の条件をやっぱり町としても政策誘導すると、政策誘導するためにはどうしたらいいかと、そういう具体的なものもやはりきちんと考えるべきじゃありませんか、別にお金じゃなくたっていいんですよ。そうする事により、町にも町内にも就労の場が与えられると

いう事に繋げられるわけですよね。そういう事を踏まえながら、じゃあ短期的にはどうしていくのか、3月まではこうしていく、4月以降はこうしていくと、様々な条件整備をすべき事が、これがあって先でしょう行政上の。今、担当課長が説明いただきました、それを具体的にどうするかというのは、今私が言ったような様々な当たり前の通常行政がやられる検討事項があるじゃないですか、それが必要なんじゃないですか。

それがなくて何で1億2千万円をつぎ込めるのですか。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 石井議員さんにおかれましてはいろいろと私たちが考えていかなくてはいけない、非常に素晴らしいご指摘をいただいたわけですが、町民の皆さんに対してはできるだけ分かりやすいようこの事業を分かりやすいかたちでご理解いただくためには、どういう工夫をしたらよいかそれは、もう十分に努力させていただきたいと思います。また、企業誘致等につきまして、あるいは事業所等につきましてこれからの定住化構想のなかで、全体で協議していかなければいけません、先ずこの事業、基盤整備がなされて、その次の段階としていろいろな誘致に関する具体的な、どうするんだどうしようかというような政策的な事がでてくるんじゃないかなと考えております。ご指摘の点を十分に踏まえまして、これから努力させていただきたいと思います。

議長（新井 明君） 他にございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

これより、議案第2号の採決を行ないます。この採決は挙手によって行ないます。

お諮りいたします。議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

閉会の宣言

議長（新井 明君） 以上で今臨時会の日程はすべて終了いたしました。ここで石田町長よりあいさつがあります。石田町長。

町長（石田義廣君） 平成 22 年第 1 回臨時会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。この度の臨時会は、冒頭申し上げました 2 議案についてご審議いただきましたが、議員の皆様のご理解によりまして、ご承認、ご決定いただきまして閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。新しい年がスタートいたしました。議員の皆様方には、今後とも、よろしくご指導・ご協力のほど、お願い申し上げますとともに、寒さも一段と厳しさを増す季節となってまいりましたので、健康には十分ご留意されまして、この一年益々ご健勝にてご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（新井 明君） 議員各位には慎重審議をいただきありがとうございました。

以上で平成 22 年御宿町議会第 1 回臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会時刻 午前 9 時 57 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年 3月11日

議 長 新 井 明

署名議員 伊 藤 博 明

署名議員 小 川 征